

【福岡高等裁判所平成29年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件】

## 判 決 要 旨

### 1 事案の概要

本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、それぞれ小選挙区福岡県第1区ないし第11区、佐賀県第1区及び第2区、長崎県第1区ないし第4区、熊本県第1区ないし第4区、大分県第1区ないし第3区（以下併せて「本件各選挙区」という。）の各選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき提起した選挙無効訴訟である。

### 2 結論（主文）

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 3 理由の要旨

- (1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

そして、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができ

る限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

- (2) 選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるように区割りをするものと定める平成28年改正後の区画審設置法3条1項は、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであるといえる。

そうすると、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるようにする選挙区割りについては、一般的に合理性があると認められ、他に当該選挙区割りが国会の裁量権の限界を超える不合理なものであるとする事情が認められない限り、国会の裁量権の行使として合理性を有すると解するのが相当である。

原告らは、憲法56条2項、1条、前文第1文によれば、人口比例選挙(一人一票)が要求され、人口に比例して選挙区間の投票価値の比率を1対1か、可能な限りこれに近いものにしなければならない旨主張するが、上記の憲法の各規定から原告らの主張するような厳格な人口比例選挙が論理必然的に

導き出されると解することはできない。

(3) 本件選挙区割りの下での平成27年の簡易国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.956倍であり、平成32年見込人口においても、選挙区間の人口の最大較差は1.999倍であった。また、本件選挙当日における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数(有権者数)の最大較差は、1.979倍であり、較差が2倍以上となっている選挙区はなかった。このように、本件選挙区割りは、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるようにしたものであるから、平成28年改正後の区画審設置法3条1項の趣旨に適合しており、他にこれが国会の裁量権の限界を超える不合理なものであるとする事情が認められない限り、国会の裁量権の行使として合理性を有するものといえることができる。

(4) 原告らは、本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する1人別枠方式に係る部分を廃止する区割配分になっていないので、憲法に違反し無効であると主張する。

この点、平成23年、平成25年及び平成27年の各大法廷判決の判示は、いずれも選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となっている事案について、そのような較差を生じさせた原因として1人別枠方式の問題点を指摘したものであり、較差が2倍未満である本件に直ちに妥当するものではないと考えられる。

もともと、本件選挙区割りは、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たりの人口の最も少ない都道府県から順に6県を定数6減の対象としたにとどまり(0増6減)、その余については、上記計算結果に基づく定数の再配分をしていないものであるため、再配分が行われるべき都県において1人別枠方式による旧区画基準に基づく議員の定数が維持されており、このような定数配分は、1人別枠方式廃止の趣旨が徹底されて

いない不十分な点を含むものであることは否定できない。

しかしながら、本件選挙までの間に、平成28年改正により、平成32年以降からではあるものの、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき人口比例に基づく配分方式であるアダムズ方式により選挙区の数を配分して選挙区間の最大較差が2倍以上とにならないようにすることとし、平成37年以降の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の最大較差が2倍以上になったときは、区画審が較差2倍未満を達成するための措置を講ずることとされたことにより、1人別枠方式のために較差が2倍以上の選挙区が出現し増加するという問題点は解消したといえることができる。また、本件選挙区割りには、平成28年改正法の附則を受けて平成29年改正法により改定されたものであり、平成32年大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差を2倍未満とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差も2倍未満とするため、19都道府県の97選挙区で選挙区割りを改定したものであり、これによる選挙区間の人口の最大較差は、平成27年の簡易国勢調査の結果においても、平成32年見込人口においても、いずれも2倍未満であり、本件選挙の当日においても最大較差は2倍未満であったものである。

そして、国会における議員定数の配分についての合意の形成に様々な困難が伴うことを踏まえると、平成32年大規模国勢調査による選挙区割りが行われるまでの過渡的な措置として、較差2倍未満を達成する方法として、平成29年改正法におけるような方法をとることも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。

したがって、本件選挙区割りについて前記のような不十分な点があったとしても、そのことをもって、本件選挙区割りが国会の裁量権の限界を超え、これを是認することができないものであるということとはできず、原告らの上記主張は採用することができない。

(5) 以上のとおりであるから、本件選挙当時において、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはない。

以上